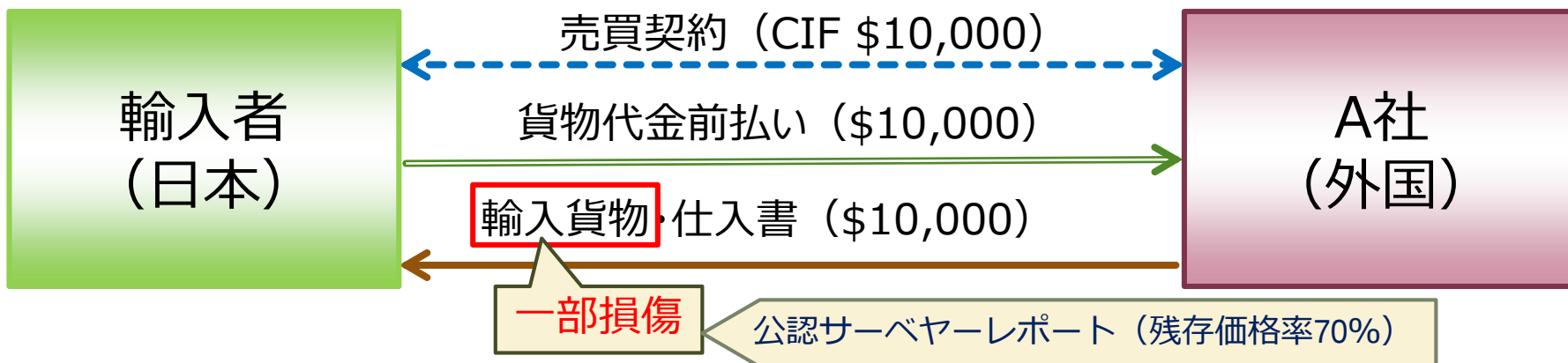


3. そのほかの課税価格の決定に係る特例

▶ 変質又は損傷貨物の課税価格（関税定率法第4条の5）

輸入貨物が、輸送中や荷役に伴う事故あるいは保税蔵置中の事故により輸入申告の時までに変質又は損傷した場合には、取引価格から価値の低下分を控除した額が課税価格となります。

【事例22】輸送中の事故により、輸入貨物が輸入申告の時までに一部損傷した場合



$$\text{控除額} = \text{貨物代金} (\$10,000) \times \text{損傷率} (30\%) = \$3,000$$

$$\text{課税価格} = \text{貨物代金} (\$10,000) - \text{控除額} (\$3,000) = \$7,000$$

(注) 売手との交渉の結果、損傷による価値の低下分が値引きとなった場合は、値引き後の貨物代金が課税価格となります。

▶ 航空運賃の特例（関税定率法第4条の6第1項）

◎ 輸入貨物が航空機により運送された以下の貨物に係る輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によって決定します。

- ① 無償の商品見本（航空貨物による課税価格が20万円以下）
- ② 災害の救助、公衆の衛生の保持その他これらに準ずる目的のため緊急に輸入する必要があると認められる貨物
- ③ その他これらに類する貨物で政令に定めるもの ⇒ 次ページ参照

「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」

・原則として、船舶による通常の運賃及び保険料による。

（計算方法）

- ・運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。
- ・上記により算出することが困難な場合は、税関長が公示する額で申告を行うこともできる。

▶ 航空運賃の特例（続き）

③ その他これらに類する貨物で政令に定めるもの

- ・ 個人的な使用に供するために寄贈されたもの（課税価格の総額が10万円以下のものに限る。）
- ・ 新聞掲載用のニュース写真や放送用のニューステープ等
- ・ 航空運送事業に使用するため輸入する航空機用品、航空機整備用品及び事務用品
- ・ 本邦に入国する者が入国の際に輸入する個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（課税価格の総額が20万円以下のものに限る。）
- ・ 修繕又は取替えのため無償で輸入されるもの

※ 上記の貨物については、原則として、船舶による通常の運賃及び保険料による。

・ 本邦への到着遅延貨物

- ① 契約により航空機による運送以外の運送方法により運送されることとされていた貨物で
- ② 当該貨物の製作の遅延等輸入者の責めに帰属することができない理由により
- ③ 当該貨物の本邦への到着が遅延し又は遅延するおそれが生じたため、
- ④ その輸入者以外の者が運送方法に変更に伴う費用を負担することにより航空機によって運送された貨物

※ 遅延貨物については、当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。

▶ 個人使用の特例（関税定率法第4条の6第2項）

◎ 輸入貨物が、

- ① 本邦に入国する者により携帯（別送を含む）して輸入される貨物、輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物（※）、及び本邦に居住する者に寄贈される貨物であって、
- ② 当該輸入者又は寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるとき

は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格を課税価格とします。

※小売取引の段階によるものと認められる貨物とは、一般消費者が通信販売により輸入する貨物、外国に所在する知人に購入依頼して輸入する貨物をいいます。

課税価格 = [海外小売価格 × 0.6]

取得する際に実際に支払った価格

ただし、金や白金その他の国際相場があるもので、卸取引と小売取引の段階において価格の差がないと認められる物品については、当該特例は適用できません。

▶ 換算に用いる為替相場（関税定率法第4条の7）

◎ 輸入申告日の属する週の前々週における実勢外国為替相場の当該週の平均値に基づき、税関長が公示する相場を用います。

- ・ **当事者間で合意された外国為替相場の取扱い**

- ⇒ 現実に支払が行われた通貨に基づいて計算します。

- ・ **無償提供物品加算の取扱い**

- ⇒ 円貨で取得していれば円貨、外貨で取得していれば輸入申告時の公示レートを用います。

◎ 当事者間で合意された外国為替相場（為替レート）の取扱い

取引の当事者間において、仕入書等に表示されている価格を当該当事者間で合意された為替レートにより、仕入書に表示された通貨と異なる通貨に換算し現実に支払いが行われるときは、当該支払われた通貨による価格に基づいて申告価格を計算します。

仕入書価格	合意レート	支払価格	申告価格
1,000米ドル	1米ドル = 120円	120,000円	120,000円
1,000米ドル	1米ドル = 0.751-円	7,5001-円	7,5001-円
100,000円	100円 = 0.85米ドル	8,500米ドル	8,500米ドル